

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 8月18日
【会社名】	株式会社グリムス
【英訳名】	gremz, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 政臣
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目 2番 4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 阿部 嘉雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目 2番 4号 天王洲ファーストタワー19階
【電話番号】	(03) 5769-3500
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 阿部 嘉雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 423,138,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	388,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1. 平成26年8月18日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 当社グループ(株式会社グリムスを持株会社とし、事業会社である株式会社グリムスソーラー・株式会社GRコンサルティング・株式会社GFライテック・株式会社グリムスペンチャーズを連結子会社とする企業グループ)は、再生可能エネルギー開発事業において所有する太陽光発電所による売電収入をひとつの収益の形としていますが、今後、今回の第三者割当増資(以下、「本件増資」)の割当予定先である株式会社エナリス(以下、「エナリス社」)とメガソーラー発電所(出力1メガワット以上の大規模な太陽光発電所。以下、「メガソーラー」)の共同開発を計画するなど、再生可能エネルギー開発の積極的な推進を目指しています。後述の「第3 1 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、エナリス社は平成25年12月より当社グループの包括提携先となっており、エネルギーコストソリューション事業においては電力代理購入サービス(部分供給制度を利用し電力の調達先を見直すサービス)の新規開拓を当社グループが行い、スマートハウスプロジェクト事業においては再生可能エネルギー開発事業における太陽光発電所にて発電した電力の買取をエナリス社が行うなど、業務上の結びつきを強めております。

本件増資の目的は、エナリス社と資本関係を構築し、関係性を強化することにあります。両社の関係性を深めることが、各事業における協業の拡大・推進につながり、長期的にプラスの効果を期待できるものと考えております。そして、当社グループとエナリス社が共同開発を予定するメガソーラーの開発資金をエナリス社からの受入資本によることで、関係性の強化と共同開発の円滑な推進が図られるものと考えております。

3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	388,200株	423,138,000	211,569,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	388,200株	423,138,000	211,569,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、211,569,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期間
1,090	545	100株	平成26年9月3日	該当なし	平成26年9月3日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社グリムス	東京都品川区東品川二丁目2番4号 天王洲ファーストタワー19階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 新宿新都心支店	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
423,138,000	2,000,000	421,138,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用は、関係書類作成費用、弁護士費用、登記費用等からなり、2,000,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取金円につきましては、以下のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
メガソーラーの開発資金	421,138,000	平成27年2月～平成27年4月

(注) 1. 調達した資金について、支出予定時期までの資金管理については、当社の取引銀行の預金口座にて管理を行います。

2. 本件増資によって調達した上記の差引手取概算額421,138,000円については、その全額をメガソーラーの開発に使用する予定です。平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始され、政府による太陽光発電所の普及促進が行われるなか、メガソーラーは再生可能エネルギーの有力な電源として期待されております。但し、メガソーラーの開発には広い土地の取得と発電設備の建設・開発資金が必要であり、先行投資金額が大きくなるため、安定的な資金を調達する必要が生じます。平成26年8月13日に公表したとおり、当社グループは「2014中期経営計画」の基本方針に基づき、再生可能エネルギー開発事業における電源の開発として、群馬県に1,700kW程度の発電規模を持つメガソーラーを開発することを予定しております。開発はエナリス社との共同開発であり、株式会社グリムスソーラー（以下、「グリムスソーラー」）が企画及び設計を行い、エナリス社が開発及び建設ならびに建設後の電力の買取及びメンテナンス業務を行い、メガソーラーは竣工後にグリムスソーラーがエナリス社から購入する形を予定しております。開発費用は約6億円（土地と構築物を一括して取得）を想定しており、本件増資による手取金全額を原資としたグリムスソーラーに対する貸付と、グリムスソーラーの銀行借入金により充当する予定であります。調達資金は、その資金計画に基づき支出するまでは当社の取引銀行の預金口座にて保有する予定であります。なお、メガソーラーの概要は以下のとおりであります。

(1)	所在地	群馬県吾妻郡嬬恋村大字鎌原字立野1045-203外24筆
(2)	敷地面積	38,965m ²
(3)	発電規模	約1,700kW（京セラ社製のソーラーパネルを設置予定）
(4)	年間予想発電量	約1,920千kWh
(5)	売電固定価格	36円
(6)	年間予想売電収入	約7千万円
(7)	開発事業者	株式会社エナリス
(8)	取得価額	約6億円を予定

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

A．割当予定先の概要	名称	株式会社エナリス	
	本店の所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1 御茶ノ水ファーストビル	
	届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第10期 （自平成25年1月1日 至平成25年12月31日） 平成26年3月24日 関東財務局に提出 （四半期報告書） 事業年度第11期第1四半期 （自平成26年1月1日 至平成26年3月31日） 平成26年5月12日 関東財務局に提出 事業年度第11期第2四半期 （自平成26年4月1日 至平成26年6月30日） 平成26年8月8日 関東財務局に提出	
B．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社が保有している割当予定先の株式はございません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先が保有している当社の株式はございません。
	人事関係	割当予定先との間には該当事項はありません。	
	資金関係	割当予定先との間には該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社グループは、割当予定先の電力代理購入サービスの取次を行っております 当社グループは、太陽光発電所で発電した電力を割当予定先に販売しております	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成26年6月30日現在におけるものです。

C．割当予定先の選定理由

当社グループは、平成17年の設立時において、低圧電力需要家向けに電力基本料金削減コンサルティングとして電子ブレーカーの販売を開始しており、その後、エコキュート、住宅用太陽光発電システム、LED照明、蓄電池といった、省エネルギー・創エネルギー・蓄エネルギーのための商品の販売を行ってきました。現在は、住宅用太陽光発電システム等のエネルギー関連商品の販売や、再生可能エネルギーの開発を行うスマートハウスプロジェクト事業、主に法人に対してエネルギーコストの削減の提案を行うエネルギーコストソリューション事業を主要な事業としています。いずれもエネルギーに関連する事業であり、営業員によるコンサルティング営業によって商品の販売を行っております。

一方、割当予定先であるエナリス社は、PPS（一般電気事業者（電力会社）以外の特定規模電気事業者であり、50kW以上の電力需要家に対して電気の小売を行う事業者）事業者に対する卸電力売買仲介取引を主な事業目的として平成16年に設立され、現在、エナリス社及びその関係会社からなるエナリス社グループは、電力需要家に最適な電力の調達及び効率的な電気利用の実現を目的としたサービスを提供するエネルギーマネジメント事業、電源の開発や需要家PPS向けの電力の確保、電力トレーディング等を主な目的としたサービスを行うパワーマーケティング事業を行っております。

両者ともエネルギーに関する分野で事業を行うといった共通点があり、当社グループはコンサルティング営業の営業ノウハウと今まで開拓してきた顧客基盤に強みを持ち、エナリス社グループは電力の需給管理ノウハウを核としたサービスの企画、開発、運用力に強みを持つことから、平成25年12月、当社とエナリス社は、両者の強みを生かした戦略的パートナーとなるべく、包括的な協業に関する契約を締結いたしました。そして、エネルギーコストソリューション事業においては、エナリス社が企画・開発した電力代理購入サービスの新規開拓を当社グループが行い、スマートハウスプロジェクト事業においては、当社グループがエナリス社より購入した太陽光発電所にて、発電した電力の買取をエナリス社が行うなど、各事業においてそれぞれ業務上の結びつきを強めております。

今後、エネルギーを取り巻く環境は、震災以降に再生可能エネルギーの普及促進や省エネルギー、エネルギーの効率的な利用に対する意識が高まっていることに加え、電力の自由化が進むことで電力小売の自由化、発電の自由

化、送配電の自由化が実現していけば、より柔軟性に富んだ形へと進んでいくことが予想されます。当社グループとエナリス社グループは、ともに電力自由化の流れを事業領域拡大の機会と認識しており、一般家庭や低圧電力市場といった規制部門に対しても、エナリス社が企画・開発したサービスを当社グループがその顧客基盤を使った販売を想定するなど、大きなシナジー効果が得られることが期待できます。本件増資の資金使途としたメガソーラーの開発を共同で行うのはもちろんのこと、パートナーシップを組んで一層両者の業務提携の強化を図ることで、電力の自由化に向けて業容の拡大を目指していこうと考えております。そのため、さらなる関係性の強化のため資本提携を行うことが本件増資の主たる目的であることから、第三者割当てにエナリス社を新株の割当先とすることは、必然的な選択であると考えております。

D．割り当てようとする株式の数

388,200株

E．株券等の保有方針

エナリス社は当社グループとの長期的な関係の構築を希望しており、本件増資についても、当社株式の10%を保有することで第2位の株主となり、このまま安定株主として当社株式を長期保有するとの意向を確認しております。

なお、当社はエナリス社との間で、払込期日から2年以内に本件増資により発行される当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定です。

F．払込みに要する資金等の状況

エナリス社が平成26年3月24日に関東財務局に提出した有価証券報告書及び平成26年8月8日に提出した四半期報告書に記載された売上高、総資産額、純資産額、及び現預金等の状況を確認した結果、本件増資の払込みに要する十分な財産及び資力を有していることを確認しております。

	売上高	総資産額	純資産額	現預金残高
平成26年3月24日提出 有価証券報告書	10,177百万円	6,056百万円	2,642百万円	1,251百万円
平成26年8月8日提出 第2四半期報告書	12,466百万円(注)	17,328百万円	9,524百万円	4,277百万円

(注) 第2四半期連結累計期間の数値です。

G．割当予定先の実態

エナリス社は平成25年10月に東京証券取引所マザーズに株式を上場しております。当社は、エナリス社が東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の内部統制システム等に関する事項2.反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況にて記載している「反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを「行動規範」に明記し、当該規範に基づき適切に対応する方針です。」との内容を確認し、エナリス社ならびにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額等の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株式の発行価額につきましては、当社の発行済株式総数と本件増資により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇・下落率及び株式市場の諸要因を加味し、当社としても今回の資本提携によるシナジー効果、発行される新株式の保有期間を考慮して、当社とエナリス社で継続的に協議したうえで決定したものであり、発行価額を両社で協議した結果、当社株式の終値の単純平均株価を基準値にいたしました。その理由は、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された価額を基準とするほうが、一時的な株価変動の影響など、特殊要因を排除することができ、算定根拠として客観性が高く、合理的なものであると考え、両社にとって有利・不利にならない妥当な発行価額を決定できるものと判断したことによります。

その結果、発行価額は当社の当事業年度期首である平成26年4月1日から取締役会決議日の直前営業日までの東京証券取引所JASDAQにおける当社株式の終値の単純平均株価を適用し、1株当たり1,090円とすることを決定いたしました。一定期間として当社の当事業年度期首である平成26年4月1日から取締役会決議日の直前営業日までの期間を選択した理由は、エナリス社との協業を本格的に開始した当事業年度における単純平均株価を使用す

ることが、現在の当社の事業内容に対する投資家からの評価を適切に反映していると判断したことによるものであります。

なお、取締役会決議日の直前営業日の終値1,056円に対して3.2%のプレミアム、直前営業日から遡る1ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価1,081円に対して0.8%のプレミアム、直前営業日から遡る3ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価1,135円に対して4.0%のディスカウント、直前営業日から遡る6ヵ月の当社株式の終値の単純平均株価1,105円に対して1.4%のディスカウントとなっております。

また、払込金額が割当先に特に有利でないことに係る適法性に関しましては、本件増資に関する取締役会にて、発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)に準拠して算定されたものであり、発行価格が割当予定先に特に有利な金額又は特に有利な条件による発行には該当しないとして、出席した取締役6名全員(うち社外取締役1名)から適法であるとの意見を得、出席した監査役3名(うち社外監査役2名)から、本件増資にかかる当社取締役が行った経営判断につき、「会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当社取締役が慎重かつ適正な社内手続きを経て払込金額の発行条件について意思決定を行ったことが認められ、法令に違反する重大な事実とは認められない」という意見をj得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当増資による新株式の発行数量は388,200株であり、本件第三者割当増資前の当社の発行済株式総数3,493,600株の11.1%、総議決権数(34,223個)に対しても11.3%に相当します。したがって、既存の株主においては、持分の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本件増資は、平成26年3月期末における1株当たり純資産額である374.85円を上回る1,090円で行われるため、増資後の1株当たり純資産が増加することになり、財務改善効果があります。

また、利益の希薄化が生じないかと言う点については、新株の発行によって得た資金が効率的に運用され、利益の額が増加して、1株当たりの利益が減少しなければ、利益の希薄化は生じないことになります。当社は、本件増資によって取得した資金を再生可能エネルギー開発事業におけるメガソーラーの開発に使用する予定であり、その投資によって利益を増加させ、1株当たりの利益の希薄化が生じないよう、資金効率に留意した事業展開を行っていく計画であります。

すなわち、今回の増資の額は423,138,000円であり、その発行株数は388,200株となりますが、本件増資によって純資産は423百万円増加し、当社の財務内容が改善することが想定されること、また、エナリス社との資本提携による関係性の強化が業容の拡大と利益の増加につながることで、株式数の増加による希薄化を相殺するような利益の増加を期待できることを勘案して、本件増資は総合的にみて既存の株主の利益につながるものと考えております。

以上の考察により、本件第三者割当増資における新株式の発行数量及び本件第三者割当増資による当社株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
田中 政臣	東京都江東区	2,002,000	58.50%	2,002,000	52.54%
株式会社エナリス	東京都千代田区神田駿河台二丁目5番地1 御茶ノ水ファーストビル			388,200	10.19%
那須 慎一	東京都品川区	169,000	4.94%	169,000	4.44%
石垣 康治	仙台市若林区	129,000	3.77%	129,000	3.39%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	62,300	1.82%	62,300	1.63%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	38,800	1.13%	38,800	1.02%
グリムス従業員持株会	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー19階株式会社グリムス内	27,300	0.80%	27,300	0.72%
三浦 幹之	東京都世田谷区	26,600	0.78%	26,600	0.70%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	25,500	0.75%	25,500	0.67%
株式会社ネオ・コーポレーション	大阪市淀川区西中島四丁目3番24号	20,000	0.58%	20,000	0.52%
計		2,500,500	73.06%	2,888,700	75.81%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。

2. 上記割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年3月31日現在の株主名簿記載の各株主の所有株式数に、本件増資により発行される普通株式の数を加算して記載しております。

3. 上記のほか、自己株式が70,622株あります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後期「第四部 組込情報」に掲げた第9期有価証券報告書及び第10期第1四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出について

後期「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第9期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成26年6月30日提出の臨時報告書）

[提出理由]

平成26年6月26日開催の当社第9回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

[報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

事業内容の多様化に対応するとともに、事業内容を明確にするため、定款第2条（目的）を一部変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、田中政臣、那須慎一、三浦幹之、善村賢治、小野裕章及び碓光司を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議内容	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の割合 (賛成の割合)
第1号議案	26,325	34		(注)1	可決(97.44%)
第2号議案	26,335	24		(注)2	可決(97.48%)
第3号議案					
田中 政臣	26,310	49		(注)3	可決(97.38%)
那須 慎一	26,310	49		(注)3	可決(97.38%)
三浦 幹之	26,310	49		(注)3	可決(97.38%)
善村 賢治	26,308	51		(注)3	可決(97.38%)
小野 裕章	26,307	52		(注)3	可決(97.37%)
碓 光司	26,283	76		(注)3	可決(97.28%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 当該決議事項の内容

本総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の株主の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第9期）	自 至	平成25年4月1日 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	（第10期第1四半期）	自 至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	平成26年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 6月27日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	都甲 孝一
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若尾 慎一
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木下 洋
--------------------	-------	------

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社グリムスの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社グリムスが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月27日

株式会社グリムス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	都甲 孝一
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若尾 慎一
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木下 洋
--------------------	-------	------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリムスの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

株式会社 グリムス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若尾 慎一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木下 洋

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリムスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社グリムス及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。